青森県公益認定等審議会運営要領

（平成２０年７月７日
青森県公益認定等審議会決定）

（趣旨）

第１　この要領は、青森県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２　会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

２　会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合においては、会長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。

（審議の公正）

第３　審議会は、委員の申出に基づき、当該委員が審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると認める場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

（資料提出その他の協力）

第４　会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（諮問及び答申等）

第５　知事の審議会に対する諮問は、文書をもって行い、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

２　審議会の知事に対する答申及び勧告は、文書をもって行う。

（議事録の作成）

第６　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

⑴　会議の日時及び場所
⑵　出席者の氏名
⑶　議題
⑷　審議経過
⑸　議決事項
⑹　その他必要な事項

２　議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

（会議の公開）

第７　会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

（議事録等の公開）

第８　会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

⑴　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５１条において準用する同法第４３条第１項及び第３項に掲げる事項に関する審議
⑵　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１３８条第２項において準用する同法第１３３条第２項、第３項第１号及び第２号並びに第４項に掲げる事項に関する審議
⑶　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）第３８条において準用する同法第３４条第１項、第３項に掲げる事項、同法附則第１６条において準用する同法附則第１３条第１項及び第３項に関する審議

２　前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

３　前２項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

４　会議の議事録を公開する場合は、これが公開されるまでの間、議事要旨を速やかに作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（雑則）

第９　この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この要領は、平成２０年７月７日から施行する。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。